

I 林 業 の 部

解 説

この部には、「木材統計調査」による製材工場等、素材及び木材製品の流通に関する統計と、「特用林産物生産統計調査」による特用林産物の生産量に関する統計（林野庁調査）を掲載した。

木材統計調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的に実施した。

(2) 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。なお、製材工場数、出力数は毎年12月31日現在で把握した。

(3) 調査の方法

オンライン、郵送又は調査員が調査票を配布して行う自計報告の方法で実施した。自計報告による調査ができない場合は、調査員による面接聞き取りの方法で実施した。

2 用語の解説

(1) 素材

用材に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤、その他の半製品を含む。

(2) 製材品

長さ180 cm以上の素材を製材機にかけて生産した板類、ひき割類及びひき角類等をいう。

(3) 板類

厚さが7.5 cm未満で幅が厚さの4倍以上のものをいう。

(4) ひき割類

厚さが7.5 cm未満で幅が厚さの4倍未満のものをいう。

(5) ひき角類

厚さ及び幅が7.5 cm以上のものをいう。

(6) 合板

原則として単板を3枚以上繊維方向を直角に、接着剤ではり合わせたものをいい、大別して普通合板と特殊合板（印刷、塗装など2次加工したもの）がある。

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話 (076) 263-2161 内線 3646

直通 (076) 232-4895